

商品名					○日本海しんきん住宅ローン「住まいるいちばんセレクト(無担保)」				
					全国保証(株)保証付				
保証会社		全国保証株式会社							
コース		Xコース				Yコース			
ご利用いただける方		・ お申込・お借入時の年齢は加入される団体信用生命保険の種類により異なります。 ・ 安定継続した収入見込みのある方 ・ 反社会的勢力でない方 ・ 全国保証(株)の保証を受けられる方 ・ 当金庫の会員になっていただける方 (1) 当金庫の地区内に住所または居住を有する方 (2) 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方							
勤続年数		医師等・公務員 1年以上 正社員（一般） 5年以上 法人役員等 対象外				正社員（一般） 2年以上 法人役員等 3期以上			
年間所得		医師等・公務員 100万円以上 その他 500万円以上				100万円以上			
返済実績		借換の場合：3年以上（直近1年間に、日数延滞を含む延滞がないこと）							
年 齢		団体信用生命保険の種類		申込時および借入時の年齢		完済時年齢			
		一般団信		満20歳以上満65歳未満		満80歳未満			
		3大疾病団信		満20歳以上満50歳未満		満75歳未満			
		がん団信		満20歳以上満50歳未満		満80歳未満			
所得合算		次の①～③の全てに該当する方のうち1名限り(借入者または合算者いずれか低い所得の1/2を限度に合算可能) ①満20歳以上65歳未満の方 ②借入者と同条件を満たす方 ③同居する配偶者および親・子 ※所得合算者は連帯保証人又は連帯債務者とします。							
借換特例合算		お取り扱いできません。				次の①～④の全てに該当する方のうち1名限り (資金使途が借換の場合、合算者1名の年間所得の全額を合算可能) ①満20歳以上65歳未満 ②借入者と同条件を満たす方 ③同居する配偶者および親・子 ④所有権について持分があること ※所得合算者は連帯債務者とします。			
お使いみち		①住宅ローンの借換資金 ②住宅ローンの借換と同時に行うリフォーム資金（借換を伴わない場合は対象外） ③住宅ローンの借換と同時に行う住宅用発電設備および省エネ設備にかかる資金 (太陽光発電システム、エネファーム、エコキュート、エコジョーズ等) ④住宅ローンの借換と同時に行う住宅に付随するインテリアおよびエクステリア資金 (家具・照明および堀・外壁・外溝・造園・車庫等)							

商品名							
○日本海しんきん住宅ローン「住まいるいちばんセレクト(無担保)」							
全国保証(株)保証付							
	⑤上記にかかる諸費用 ※上記②～⑤は単独でのお申込は不可 ※有担保商品および無担保商品との併用でのお申込は不可 ※住宅に付随しない家具・電化製品・カーテン等の購入資金、または金額がかだいなエクステリアは対象外						
ご融資方法	証書貸付						
ご融資金額	100万円以上1,500万円以内(1万円単位) ※1. 医師等・公務員・正社員(一般)以外は1,000万円 ※2. リフォーム資金の上限金額は500万円(リフォーム資金を併用する場合)						
ご融資期間	2年以上20年以内						
ご融資利率	・固定金利選択型または変動金利のいずれかを選択していただきます。 固定金利選択型(3年、5年、10年固定)の場合…当金庫所定の金利となります。 ※固定金利選択型について借入当初の金利が適用されるのは選択した固定金利期間に限ります。当初固定金利期間満了後は、その時点で店頭表示する通常金利が適用されます。 変動金利選択の場合…当金庫の住宅ローンプライムレートを基準に変動します。						
金利情報の入手方法	店頭窓口までお問い合わせください。						
年収倍率	6倍以内 なし(ただし、一定の年収倍率を考慮)						
返済負担比率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年収</th><th>上限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400万円未満</td><td>30%以内</td></tr> <tr> <td>400万円以上</td><td>35%以内</td></tr> </tbody> </table>	年収	上限	400万円未満	30%以内	400万円以上	35%以内
年収	上限						
400万円未満	30%以内						
400万円以上	35%以内						
ご返済方法	元利均等分割返済 または 元金均等分割返済 ※貸付金額の50%を限度として、6ヶ月ごとの増額返済併用可能です。						
担保	不要						
保証人	原則不要(全国保証(株)保証) ※但し、所得合算者は、連帯保証人または連帯債務者となります。						
火災保険	建物の時価評価額以上の火災保険を付保していただき、その火災保険に質権を設定させていただく場合があります。						
保証料	・保証料の目安：貸付金額100万円・貸付期間20年・元利均等返済の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>Xコース</th><th>Yコース</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28,423円</td><td>37,898円</td></tr> </tbody> </table> ※ご融資時に保証会社に対して一括してお支払いいただきます。	Xコース	Yコース	28,423円	37,898円		
Xコース	Yコース						
28,423円	37,898円						
全国保証(株)手数料	54,000円						
金利情報の入手方法	店頭窓口までお問い合わせください。						
返済額の試算	店頭にお申し出いただければ返済額を試算いたします。						
団体信用生命保険	当金庫の指定する団体信用生命保険にご加入いただきます。 「一般団信」、「がん保障特約付団信」、「三大疾病保障特約付団信」から選べます。 ・「一般団信」保険料は当金庫が負担します。 ・「がん保障特約付団信」にご加入の方は、ご融資利率に年0.2%上乗せ、「三大疾病保障特約付団信」にご加入の方は、年0.3%上乗せとなります。						

商品名 ○日本海しんきん住宅ローン「住まいるいちばんセレクト(無担保)」
全国保証(株)保証付

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

日本海信用金庫 相談室および経営企画部コンプライアンス課
住 所：島根県浜田市殿町 83 番地 1
T E L：0855-22-1851 F A X：0855-22-7858
e メール：s1711006@facetoface.ne.jp
受付時間：9 時～17 時（信用金庫営業日）
受付媒体：電話、手紙、ファクシミリ、メール、面談

* お客さまの個人情報苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記相談室にご相談ください。

全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)	
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付日 時 間	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

東京三弁護士会			
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
電話番 号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～15:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～17:00

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

苦情処理措置・
紛争解決措置

商品名	○日本海しんきん住宅ローン「住まいるいちばんセレクト(無担保)」 全国保証(株)保証付
	なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫相談室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ (http://www.shinkin.co.jp/nihonkai/) をご覧ください。 (1) 現地調停 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。 例えば、お客さまは、広島弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。 (2) 移管調停 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。 例えば、広島弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

日本海信用金庫